

平成 22 年 6 月 18 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19530089
 研究課題名（和文）医療ネグレクトへの医事法的対応—病院倫理委員会とソーシャルワークの機能
 研究課題名（英文）Medical Neglect and Medical Law –The Function of Hospital Ethical Committee and Social Work
 研究代表者
 保条 成宏（HOJO MASAHIRO）
 福岡教育大学・教育学部・教授
 研究者番号：80252211

研究成果の概要（和文）：医療ネグレクトに関して、その本質を小児患者-親権者-医療者間で発現する「関係障害」ととらえたうえで、これに起因する無価値的結果を未然に回避して小児患者の権利擁護に資するため、裁判所による事案への事後的介入の限界を克服するものとして、病院倫理委員会などの自主的組織のもとで関係者が問題解決のために法規範を自律的に適用していくことを可能にする医事法的システムのあり方について、ソーシャルワークの視点を踏まえつつ研究した。

研究成果の概要（英文）：We conducted a research concerning the medical neglect of child patients, cases of which we proposed to be regarded in essence as resulting from the dysfunction of interpersonal relationships between children, parents and medical profession. The research has demonstrated, based on the insights from social work, how the medical law system should be constructed so as to enable voluntary organizations such as hospital ethics committees, which are expected to overcome the limits of judicial ex-post interventions, to allow the persons involved to apply laws autonomously for the purpose of avoiding undesirable results caused by some dysfunction of the sort in question and thus contributing to advocacy of child patients' rights.

交付決定額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2007年度 | 1,200,000 | 360,000 | 1,560,000 |
| 2008年度 | 1,100,000 | 330,000 | 1,430,000 |
| 2009年度 | 700,000 | 210,000 | 910,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 3,000,000 | 900,000 | 3,900,000 |

研究分野：刑事法学 医事法学

科研費の分科・細目：新領域法学

キーワード：医療ネグレクト 医事法 病院倫理委員会 ソーシャルワーク

1. 研究開始当初の背景

近年、小児患者を対象とする医療現場は、

治療方針をめぐる親権者との意見の対立などに起因する医療ネグレクトの問題に少な

からず直面している。日本では、アメリカなどとは異なり、裁判所が医療ネグレクトそれ自体に事前的に介入して親権者に代わり治療に同意する制度などは存在しない。医療をめぐるプロフェッションや倫理の自律性の尊重などの観点からは、必ずしも積極的な事前の司法的介入のみが適切な問題解決の方法であるとは限らないが、医療ネグレクトに対する裁判所の介入が事後的なもののみとなると、例えば医師が自らの判断と責任において小児患者の救命に不可欠な生命維持治療をその親権者の拒絶意思に反して実施しようとする場合、治療行為の適法要件に関する同意原則に照らせば、当該生命維持治療が専断的治療行為として裁判所により事後的に民事・刑事上違法とされかねず、法的にきわめて不安定な状態におかれる。その一方で、医療ネグレクトの状態が放置されて小児患者が死亡し、関係者が事後的に刑事処罰を受けたとしても、該児の権利擁護には結びつかない。

2. 研究の目的

以上の点を踏まえて、本研究は、医療ネグレクトに関して、小児患者の権利擁護という医事法独自の観点から予防法学的な対応を探ることを目的とした。すなわち、裁判所による問題への事後的介入の限界を克服するものとして、病院倫理委員会などの自主的組織のもとで関係者が問題解決のために法規範を自律的に適用し、医療ネグレクトの状態を解消しうるようにするために、必要な医事法的システムの構築を試みることにした。かつ、医療ネグレクトは、治療方針をめぐる医療者と親権者との意見の相違・対立に起因するものであることから、両者の対立を回避・解消しその関係を調整・修復するための社会福祉実践であるソーシャルワークの視点を研究に導入し、医事法的視点との融合を図ることとした。

3. 研究の方法

①総合周産期母子医療センター等の小児医療機関を実地調査し、病院倫理委員会がどのような体制で医療ネグレクトに対応しているかについて、特に医プロフェッションの自律性を確立するための医療体制や、医プロフェッションと患者側との関係を調整・構築するための方法や体制、医プロフェッションと医療ソーシャルワーカーや弁護士などの他職種との協働体制等に注目しつつ解明する。

②上記の実地調査及び文献研究の成果を踏まえて、医療ネグレクトへの法的アプローチとして、裁判法学を中心に据え事後的問題解決を指向する医事法学の伝統的枠組みから脱却し、小児患者の「最善の利益」を保全

しうるだけの権利擁護システムの確立に主眼を置き、予防法学の観点を導入しつつ柔軟な問題解決が可能となるような法システムを模索する。

4. 研究成果

①従来の医事法学は、医事紛争の事後的処理のための「事後的行為規制法」の原理解明を重視してきた。これに対して、本研究は、小児患者の権利擁護の観点から、医療ネグレクトについて、その本質を患者-親権者-医療者間で発現する「関係障害」ととらえたうえで、関係障害及びこれに起因する無価値的結果を未然に回避するための「事前的関係調整法」の原理を定立する必要性を明らかにした。

②特に「事後的行為規制法」の典型である刑法については、その補充性を堅持して自らを「機能させないこと」により「関係調整機能」を生み出しうる前提として、違法の本質を「関係障害」がもたらす結果の無価値であるとの見解に立つこととした。そもそも、個人の権利擁護や生存権保障において、国家的介入は、個人の生存基盤としての社会的な連帯関係に作用しこれを強化する場合（社会保障法・社会福祉関係法制度のなかにその例が見出される）にもっとも有効に機能するのであって、こうした連帯関係を離れた「むき出し」の個人に作用するものとしての国家刑罰権力の発動は、「関係障害」により連帯関係の「破れ」が修復不能となり、これから無価値的結果が帰結したときにはじめてなされる最終手段であり、刑法の補充性も、そうした点から根拠づけられるべきものと考えらるに至った。

③病院倫理委員会が単に裁断的に事案の黒白を決する疑似司法的組織にとどまらず、小児患者-親権者-医療者等の「関係障害」を緩和・解消し患者の権利擁護を担うためにソーシャルワーク機能を具備する必要があるとの観点から実地調査を行った。その結果、以下のような医療現場の課題を明らかにした。これらの課題への対応については、引き続き考究を深める必要がある。

1) 「関係障害」を緩和・解消させるための権利擁護活動については、①もっぱら医療ソーシャルワーカーに委ねる医療機関と②病院倫理委員会が関与する医療機関とがあり、前者が主流となっている。

2) 上記②の医療機関においても、病院倫理委員会の構成員として医師が中心的存在となり、かつ病院長等の管理者の発言力が大きい場合には、権利擁護活動よりも病院経営の視点からのリスクマネジメントが優先されることが懸念される。

3) 「厳しい労働環境におかれている医療者が権利擁護システムを運用していくことは困難」との声が医療現場にある。

5. 主な発表論文等（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計0件）

〔学会発表〕（計8件）

- ① 保条成宏（オルガナイザー）「医療ネグレクトへの法的・倫理的対応 ―法とソーシャルワークの協働による生命倫理の新たな展開に向けて」日本生命倫理学会シンポジウム（2009. 11. 15）東洋英和女学院
 - 1) 保条成宏「ドイツにおける医療ネグレクトへの対応」
 - 2) 永水裕子「わが国における医療ネグレクトへの対応」
 - 3) 高橋直紹「病院倫理委員会が弁護士等関連機関と連携して、治療拒否をしていた親権者から同意を得たケース報告」
 - 4) 空閑浩人「医療ネグレクトにおけるソーシャルワークの可能性」
- ② 保条成宏「医療ネグレクトをめぐる刑事法と民事法・福祉法の交錯―ドイツ法に着目して」日本刑法学会九州部会（2009. 9. 26）久留米大学
- ③ 保条成宏「ドイツにおける医療ネグレクトへの法的対応」日本社会福祉学会（2008. 10. 12）岡山県立大学
- ④ 保条成宏「小児医療における親権者の治療拒絶とその法的対応―ドイツの法状況を踏まえて」日本刑法学会名古屋部会（2008. 3. 1）中京大学
- ⑤ 保条成宏「年少患者の生命維持治療と権利擁護―『治療行為制約論』と『治療義務限定論』の交錯」日本生命倫理学会シンポジウム「子どものもの権利と生命倫理」（2007. 11. 10）大正大学

〔図書〕（計1件）

保条成宏、永水裕子ほか『子どもの医療と法』尚学社、29-60（2008）

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

保条成宏 (HOJO MASAHIRO)
福岡教育大学・教育学部・教授
研究者番号：80252211

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

空閑浩人 (KUGA HIROTO)
同志社大学・社会学部・教授
研究者番号：90325431
永水裕子
桃山学院大学・法学部・准教授
研究者番号：50392501

(4) 研究協力者

高橋直紹 (TAKAHASHI NAOTSUGU)
弁護士（愛知県弁護士会）